

薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」

健康に生きよう

パート 26



この本の主な登場人物



マサル(14歳)
ちゅうがく ねんせい
 中学2年生
サッカーぶ
 サッカー部



先輩(16歳)
せんぱい ちゅうがく
 マサルの中学の
 ときの先輩



「ダメ。ゼッタイ。」博士

インデックス INDEX

1	薬物乱用とは	1
2	薬物を乱用するとなぜダメなのか。	2
	身体的影響は？	4
	フラッシュバックとは？	6
	社会的影響は？	7
3	薬物乱用の弊害のまとめ	8
4	薬物への誘い	9
	薬物の世界はものすごく身近なところに潜んでいる	9
	依存性薬物の開始年齢 甘い誘いには要注意	10
5	誘われたらどうするか？	11
6	乱用される薬物とは	13
	危険な違法ドラッグ	14
	覚醒剤	17
	大麻(マリファナ)	18
	その他(MDMA、マジックマッシュルーム、有機溶剤)	19
7	日本の薬物乱用の歴史	20
8	薬物乱用と罰則	24
9	世界の不正薬物の流通	26
10	厚生労働省の啓発活動	28
11	相談窓口一覧	29

やくぶつらんよう 薬物乱用とは？

やくぶつらんよう しゃかい ほうほう もくてき やくぶつ つか
薬物乱用とは、社会のルールからはずれた方法や目的で、薬物を使うことで
かくせいざい いほうやくぶつ かい しょう らんよう どうじ
す。覚醒剤などの違法薬物は、たとえ1回だけの使用でも乱用になり、同時に
はんざい いやくひん びょうき きず ちりょう つか
に犯罪になります。また医薬品は、病気や傷の治療に使いますが、
もくてき がい つか らんよう
こうした目的以外に使えば乱用です。

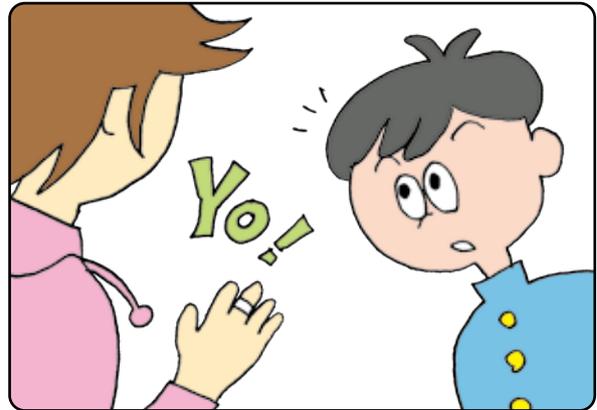


やくぶつらんよう かい
薬物乱用は1回でも
「ダメ。ゼッタイ。」



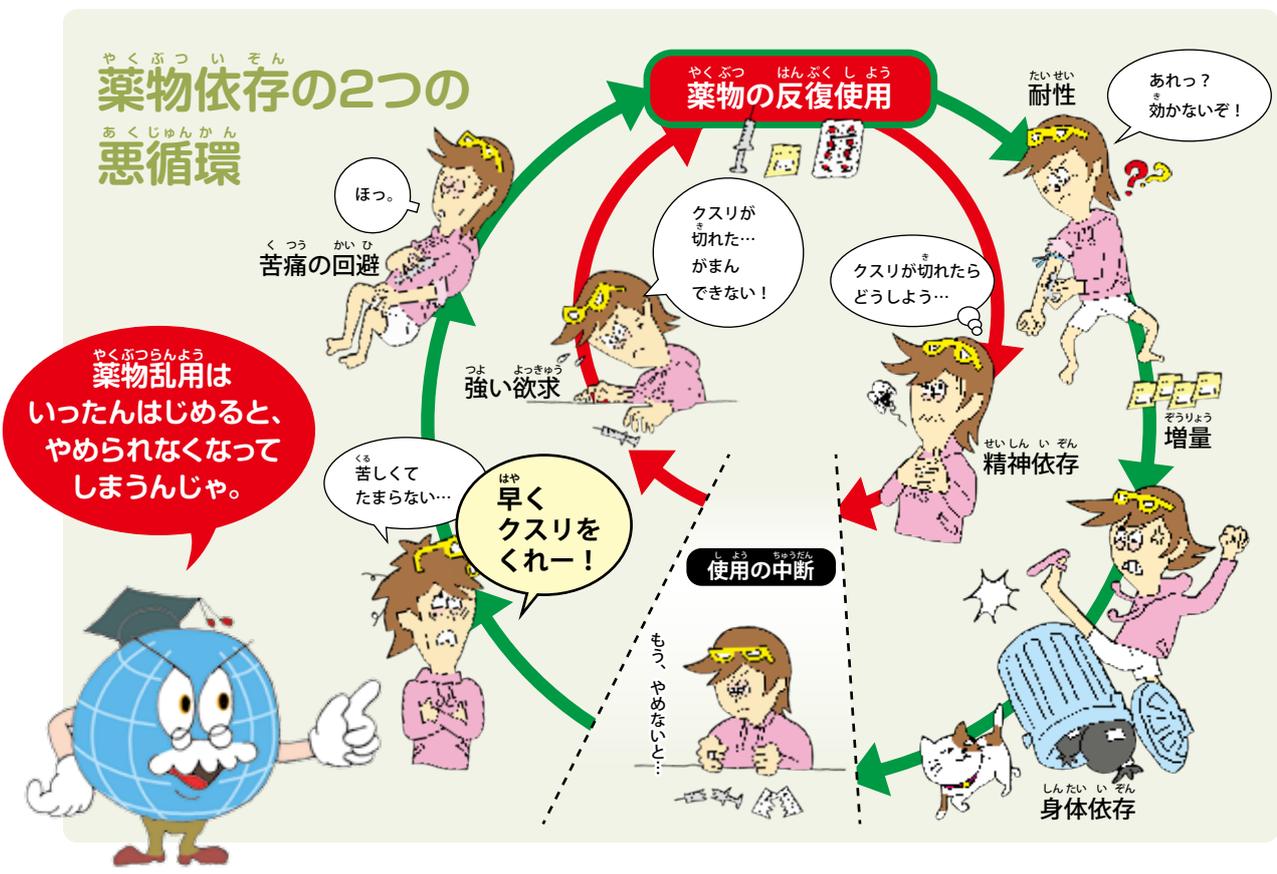
やくぶつらんよう にんげん せいかつ うえ もっと たいせつ のう おか
薬物乱用がなぜ「ダメ」なのかというと、人間が生活していく上で最も大切な脳を侵してしまうから
です。さらに、やくぶつ らんよう い ぞんしょう ひ お せいしんしょうがい ほっしょう いちど
薬物は乱用すると、依存症を引き起こし、精神障害を発症させます。一度、ダメージ
のう けつ もと じょうたい もど しょうがい いっしょう まわ
を受けた脳は、決して元の状態には戻りません。その障害は一生ついて回るようになります。そして、
やくぶつらんよう あくえいしょう のう ないぞう ひろ あり やくぶつらんよう らんよう やくぶつ て い
薬物乱用の悪影響は、脳や内臓にも広く現れます。さらに薬物乱用は乱用する薬物を手に入れるため
に せつとう こうとう ばいしゅん さらに さつじん はんざい ゆうはつ かに ほうかい しゃかいちつじよ ば かい よういん
窃盗、強盗、売春、さらには殺人などの犯罪を誘発し、家庭の崩壊、社会秩序の破壊などの要因に
もなっています。

やくぶつらんよう しゃかい おお ぞんしつ まね かい い たいせつ
薬物乱用は、社会に大きな損失を招くことになり、1回でも「ダメ。ゼッタイ。」とすることが大切
です。そして、やくぶつらんようぼう し かつどう じゅうようせい やくぶつらんよう そ おお ひとびと やくぶつらんよう おそ
薬物乱用防止活動の重要性は、薬物乱用に染まっていない多くの人々が薬物乱用の恐
ろしさについての ただ ちしき み につけて、 けつ やくぶつ て だ やくぶつらんよう ゆる しゃかい
正しい知識を身につけて、決して薬物には手を出さない、薬物乱用を許さない社会
かんまう
環境をつくっていくことにあります。





乱用（らんよう）薬物（やくぶつ）は依存性（いそんせい）が強い（つよ）ので、乱用（らんよう）すると自力（じりき）ではなかなかやめられなくなります。薬物（やくぶつ）の効果がきれるとイライラしたり落ちつ（お）ちつかなくなり、また薬物（やくぶつ）がほしくなっ（まよ）って自分の意志（じぶん いし）によるコントロールがきかなくなります。さらに薬物（やくぶつ）への欲求（よつきゅう）は激しく（はげ）なり、強迫的（きょうはくてき）な使用（しよう）へとつながってゆきます（**精神依存**）。薬物（やくぶつ）によってはさらに**身体依存**の悪循環（あくじゅんかん）となり、深み（ふか）にはまります。こうして、自分の意志（じぶん いし）では薬物（やくぶつ）使用（しよう）のコントロールがきかなくなった状態（じょうたい）を**薬物依存**（やくぶつ いそん）といいます。



身体的影響は？

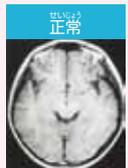


やくぶつ らんよう
薬物の乱用により、
のう 脳をはじめとする身体
しょうがい 障害が現れるんじゃ。

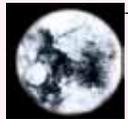


シンナー (接着剤) など

のう 脳・気管支・肺・胃・腎臓・眼・心臓・肝臓・骨髄への弊害



脳: 大脳の神経細胞の死滅による大脳の萎縮 (記憶力低下、認知障害)
有機溶剤精神病 (幻覚、妄想など)



眼: 視神経がおかされる、眼底出血がおこる (視力低下、失明)



歯: 歯がぼろぼろになる



気管支・肺: 粘膜がおかされる (せきが出る)



心臓: 血圧上昇



肝臓: 細胞の一部が死ぬ (食欲不振、黄疸、腹水)



腎臓: 細胞の一部が死ぬ (タンパク尿)



食道・胃: 胃粘膜がおかされ、出血する (胃痛、吐き気、嘔吐)



骨髄: 赤血球がつかれなくなる (貧血)

生殖器: 萎縮 (生理不順、生殖能力の低下)

シンナー常用が長期になると、体の内部にさまざまな障害が起こってきます。とくに成長期の青少年には、背が伸びない、筋肉がつかない、体重が減少するなど、発育を妨げる大きな原因になります。

覚醒剤

のう 脳・胃・腎臓・心臓・肝臓への弊害

精神障害

- 覚醒剤精神病 (幻聴・幻視・妄想など)
- フラッシュバック (自然再燃) 現象

静脈炎

MDMA (錠剤型合成麻薬)

のう 脳・心臓・気管支への弊害

精神障害

- 幻覚・興奮・錯乱・情動不安など

心臓障害

大麻 (マリファナ)

のう 脳・肺・気管支・心臓への弊害

精神障害

- 大麻精神病 (幻覚・妄想など)

肺ガン

染色体異常

大麻は有害なものとして世界的に規制されており、大麻を吸うと、感覚が異常になって、わけの分からない興奮状態になることがあります。また、無動機発汗群といて、毎日ゴロゴロしているだけで何もやる気のない状態になることがあります。幻覚や妄想が現れて精神異常をきたします。

向精神薬

のう 脳・肺・気管支・心臓への弊害

精神障害

- 感情不安定 (怒りやすい、判断力低下)
- 歩行失調

向精神薬とは、中枢神経に作用して、精神の機能に影響を及ぼす薬で、具体的には、睡眠剤や精神安定剤、中枢興奮剤などをいいます。向精神薬のほとんどは医薬品として流通しており、医師の処方せんが必要となります。暴力団が組織の資金獲得のため、密造、密売する事例が発生し、手口も、医師等の医療従事者、薬局等の従業者を脅し、処方せんを偽造、窃取する等悪質、巧妙な乱用が広がっています。

そのほかの害

覚醒剤などの薬物を注射で乱用する場合には、各種の感染症 (エイズ、肝炎等) の原因になります。また、大麻では、精子の異常が、シンナー・コカインでは先天異常などの報告があり、妊娠、出産にも悪い影響があります。

きゅうせいちゅうどく
急性中毒

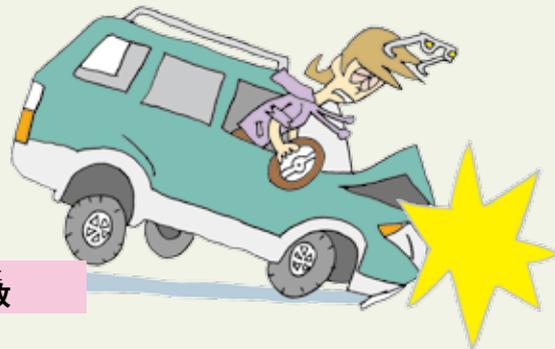


きゅうせいちゅうどく
急性中毒死



はんしゃかいてきこうどう
反社会的行動

やくぶつ さよう
薬物の作用により、
からだ ひ
体に引き起こされる急性の
えいぎょう おそ
影響も恐ろしいんじゃ。



こうつうじこ
交通事故

こういししょう
後遺症



フラッシュバック



しゃかいてき ふ てきおう
社会的不適応



じんかくしょうがい
人格障害

やくぶつ しょう
薬物の使用を
やめた後も、長期に残る症状も
たくさんあるんじゃ。



こわ せんぱい
怖いね先輩。。

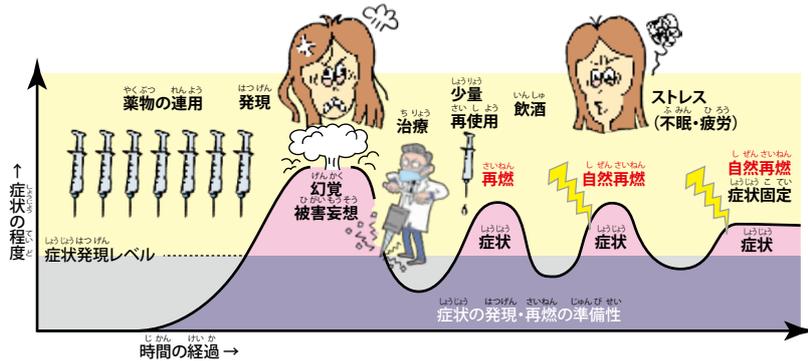


フラッシュバックとは？

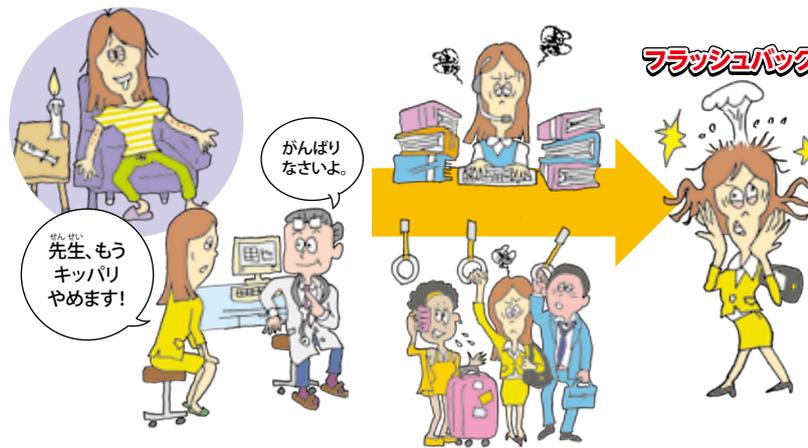
薬物の乱用の害は一生続きます。

薬物の乱用でひとたび幻覚、妄想などの精神病の症状が生じると、治療によって表面上は回復しているかに見えても、これらの症状が再び起こりやすい下地が残ってしまうのです。

乱用をやめ、普通の生活に戻ったようでも、ささいなストレスなどにより突然、幻覚・妄想などが再燃することがあります。これをフラッシュバック(自然再燃)現象といいます。また、飲酒でも再燃することがあります。



フラッシュバックの害は一生続くから、治療しても依存から抜け出すことはできないんじゃない。



先輩、一回でもやめたほうがいいですよ。

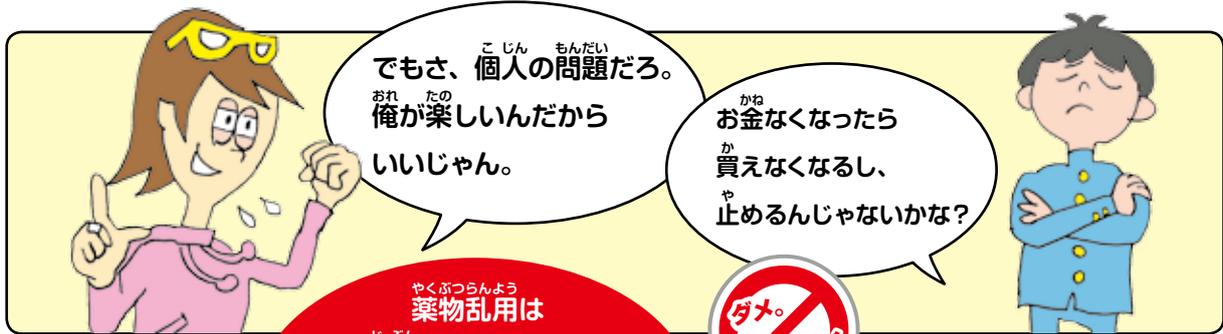
薬物乱用は1回だけでもダメ。

私たちの脳は、20歳頃まで成長するといわれています。とくに、小学生、中学生、高校生の時期は、心身ともに急速に発達するときです。家庭や学校で学び、家族、先生や友達と話し合うことで、知識やものごとの考え方を学び、自分らしさを発見していく大切な時です。

この時期に薬物を乱用すると、脳や身体の成長がストップし、感情のコントロールができず、意欲がなくなる、怒りっぽくなるなど、心身の発達がそこなわれ、家族や友達とのコミュニケーションもできなくなってしまいます。そして、健康な社会人となることができなくなるのです。結論は、薬物乱用は1回でも「ダメ。ゼッタイ。」です。



社会的影響は？



でもさ、**個人の問題**だろ。
俺が**楽しい**んだから
いいじゃん。

お金なくなったら
か
買えなくなるし、
や
止めるんじゃないかな？

薬物乱用は
自分だけでなく、
人に**危害**を与えて**大きな**
迷惑をかけることも
あるんじゃ！



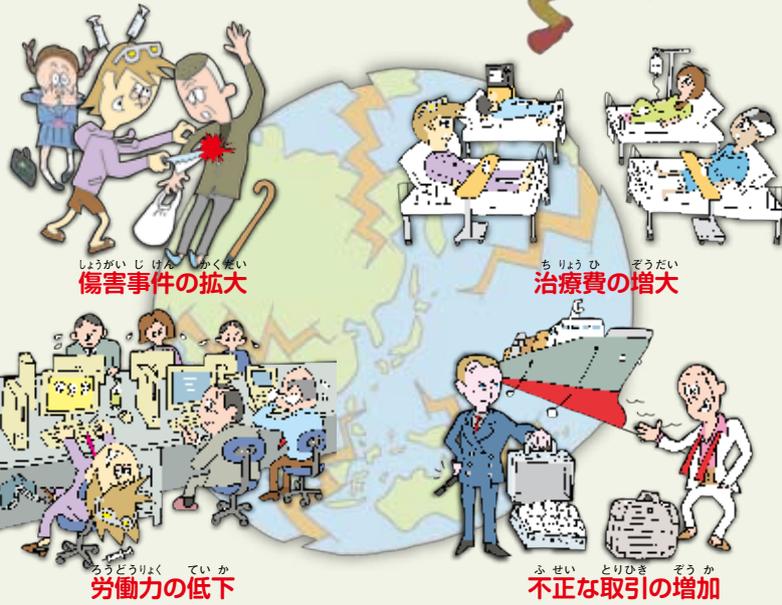
社会的影響

薬物関連犯罪

- 薬理作用によるもの
- 入手目的によるもの
- 取り引き

社会経済的損失

- 生産性の低下
- 労働力の減少
- 犯罪被害の拡大
- 中毒・依存症者の治療費の増大
- 犯罪組織の資金源



傷害事件の拡大

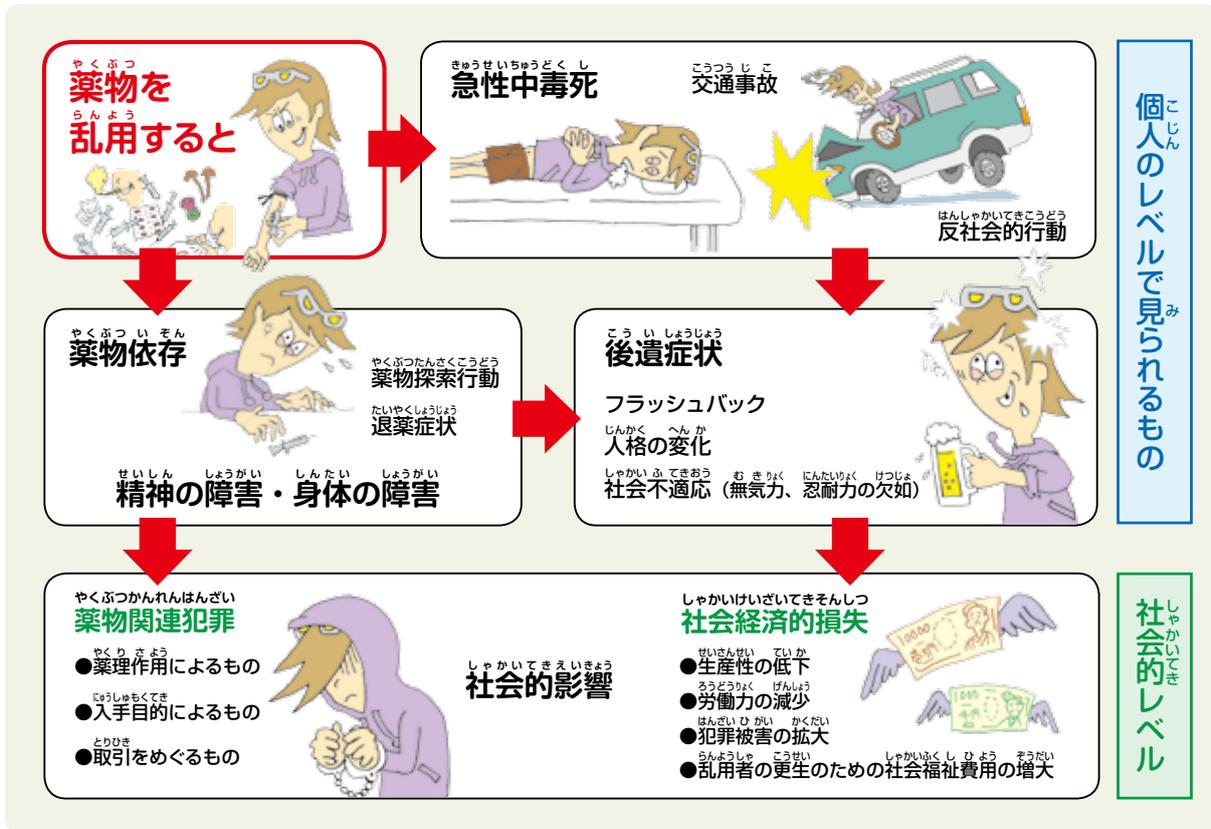
治療費の増大

労働力の低下

不正な取引の増加

薬物乱用の影響に関する用語

- **薬物探索行動** 薬物を切らすまいとして、うそをついたり、万引き、窃盗、恐喝、売春などあらゆる手段を使って薬物を手に入れようとする行動。
- **耐性** 薬物を繰り返し使用することによって効果が弱くなり、使用する量が増えていくこと。
- **退薬症状 (禁断症状)** 薬物を中断したり、減量した時に現れるイライラ、気分の落ち込み、不眠、嘔吐、下痢などの心身の症状
- **精神の障害** 薬物の作用により引き起こされる脳の障害。幻覚、被害妄想などの精神病的症状や、意欲の減退、記憶障害など。
- **身体の障害** 薬物の作用により引き起こされる全身の臓器にみられる障害。



事例 1

高校2年生のA子は、成績も優秀で、進学校に進学し、中学校からやっていたテニス部に入り順調な学校生活を送っていたが、先輩とのいざこざから、退部してしまった。

一種の挫折感から、勉強もはかどらなくなり、ストレス解消と言いつつ、夜遊びを繰り返し、いつしか中学時代の友人とクラブに出入りするようになり、夜通し踊り明かしたり、時には酒を飲んだりするようになった。

ある日、クラブで知り合った仲間から、覚醒剤を持ち出され「これをやれば、すごい気持ちいいし、痩せられるよ」と言われ、周りのノリと覚醒剤を進めてきた仲間が異常にみえなかったことから、覚醒剤を注射してもらい、たちまち虜になってしまった。そして、学校にも通わなくなり、やがて仲間と共に逮捕され、学校を退学することを余儀なくされた。

事例 2

高校1年生のB男は、学校に対して熱中できるものもなく、漠然とした大人へのあこがれから友人に誘われるがままに白々夜の街に繰り出すという生活を送っていた。

すでに、喫煙経験があったB男は、友人から「依存なんてしないし、タバコより体に悪くないよ」という友人の一言と、法律で禁止されていることはわかっているが、強い好奇心と、いつでも止められるという甘い考えから、大麻を吸うようになった。そして、大麻の多幸感が忘れられず、いつしか携帯電話を使って大麻を購入するようになった。

当然学校には行かなくなり、自宅で大麻を隠し持っていたことから逮捕された。





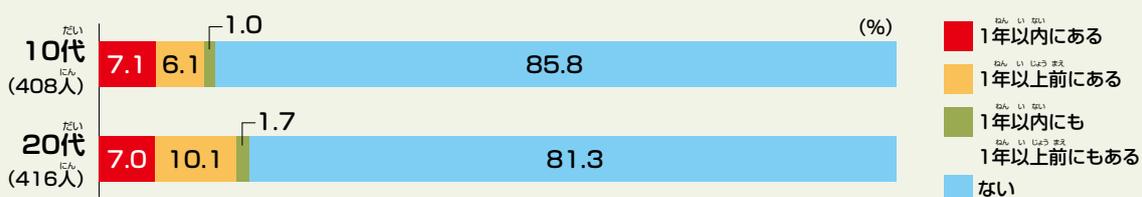
やくぶつ せかい みちか ひそ 薬物の世界はものすごく身近なところに潜んでいる

インターネットを使って行われた調査によると、ここ3年くらいの間に周囲で薬物を使っている人がいるようなことを見たり聞いたりしたことがあるという人が、10代の人14.2%、20代の人では18.8%もあったという結果が出ています。

インターネットを使った調査ですので、国民全体の傾向を正確にあらわしているとは必ずしも言えませんが、10代では約7人に1人、20代では約5人に1人は、身近に薬物を使用している可能性のある人を知っていると考えられます。



ここ3年くらいの間にあなたの周囲で薬物を使っている人がいるようなことを見たり聞いたりしたことがありますか。



引用：「平成21年度インターネットによる『青少年の薬物乱用に関する調査』(内閣府)

また、これまでに違法薬物の乱用に誘われたことがあるかないか、これまでに違法薬物を経験したことがあるかないかなどを聞き、その結果をもとに国民の内どのくらいの人々が薬物と関わっているかを推計した調査では、何らかの薬物の乱用を誘われた経験のある人は、約350万人から約515万人の間、何らかの薬物を経験したことのある人は約190万人から約310万人の間と推計されています。

引用：「薬物使用に関する全国住民調査(2011年)」(独立行政法人国立精神・神経医療研究センター)

このように、薬物乱用は他人事ではないのです。

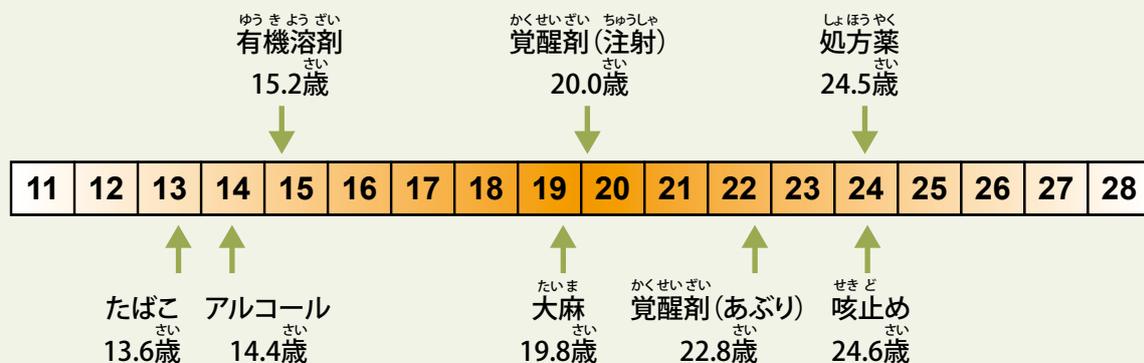
依存性薬物の開始年齢

薬物を使用してしまった人々を対象に初めて薬物を使った年齢を聞いた調査によると、下の図のよ
うに、薬物の種類によって差はありますが、10代の時にすでに有機溶剤や大麻の使用が始まってい
るという結果が出ています。

また、覚せい剤取締法違反で検挙された中に数は少ないですが、中学生(平成23年に4人)、高校
生(平成23年度に25人)があることから、薬物乱用が大変身近なところにあることが分かります。

10代半ばから後半の思春期は、家族や友人との人間関係などの難しい問題を抱えがちな時期です。
こうした時に、薬物乱用への甘い誘いがあるとつい乗ってしまう危険があります。甘い誘いには十分
注意しましょう。

各依存性薬物の開始年齢



嶋根卓也、三砂ちづる：青少年と薬物乱用・依存(保健医療科学。54(2)119-126、2005)

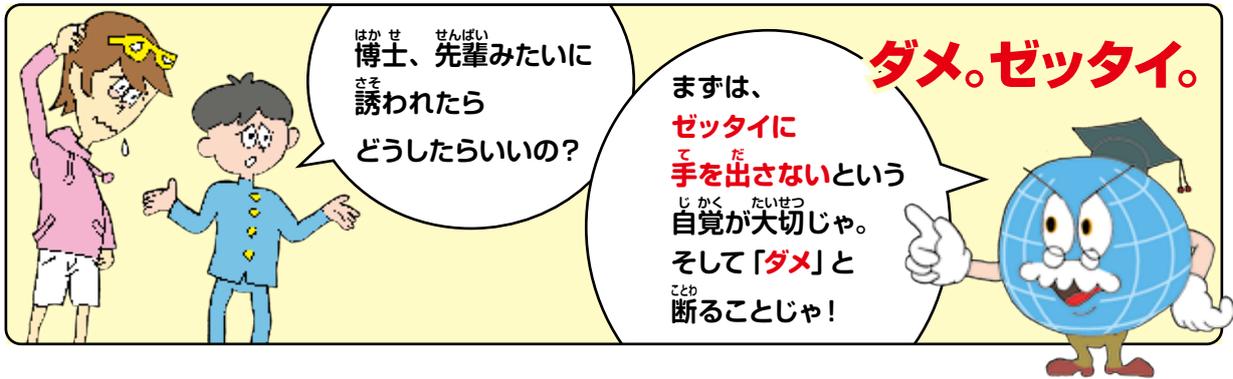
甘い誘いには要注意

最近では覚醒剤は注射よりも手軽に使用できて、注射の痕跡を残さない、あぶって吸う方法が広まっ
ています。また大麻はたいした害がないとか、他国では合法のところがあるなどと、誤った情報が流
布されています。このように薬物乱用への甘い誘いを受けやすい状況が生まれています。

薬物乱用への甘い誘い

- 1回だけなら平気さ
- クスリでちょっと遊ぼうよ
- 面白いクスリがあるんだけど
- やせられるよ
- みんなやってるよ
(やってないのはきみだけ)
- 人生は経験だ
- 眠気がとれて、勉強ができるよ
- ちょっとだけ、ためしてみない
- イライラがとれてすっきりするよ
- ただの栄養剤だよ
- 最高の気分が味わえるよ
- とりあえず、預かってよ
- お金はこの次でいいよ





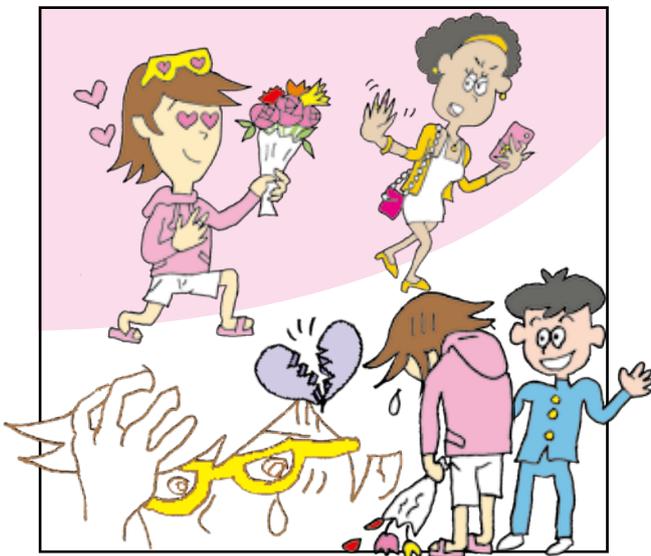
薬物乱用は、友だちや先輩から誘われて、面白そうだという好奇心や仲間はずれになりたくないからなどのきっかけから始まります。誰でもまわりから誘われるおそれがありますが、『ダメ。ゼツタイ。』です。薬物乱用がもたらす恐ろしい結果について正しく理解し、ゼツタイに手を出さないという自覚が大切です。勇気を持って断りましょう。状況によっては逃げることも勇気です。

自分たちのまわりから、薬物の乱用をなくさなければなりません。

薬物に手を出さないための7か条！

- ① 思春期の心身の変化について、ひとりで悩みすぎないこと。
- ② 相談できる友達を大切にすること。
- ③ 自分の意見を正しく表現できること。
- ④ 仲間からの悪いことへの勧誘を拒否できること。
- ⑤ 家族や先生と相談すること。
- ⑥ 賢く健全な決断をすること。
- ⑦ 目標をもって健全で前向きな生活をおくること。

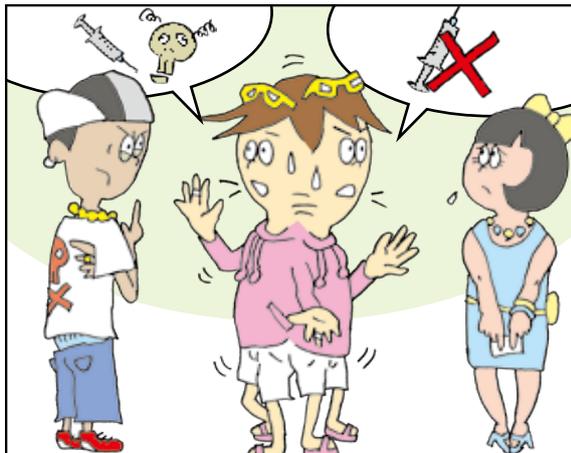
1 思春期の心身の変化について、ひとりで悩みすぎないこと。



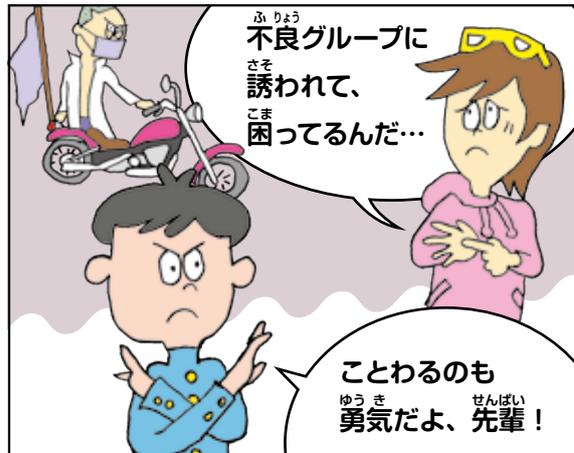
2 悩みを相談できる友達を大切にすること。



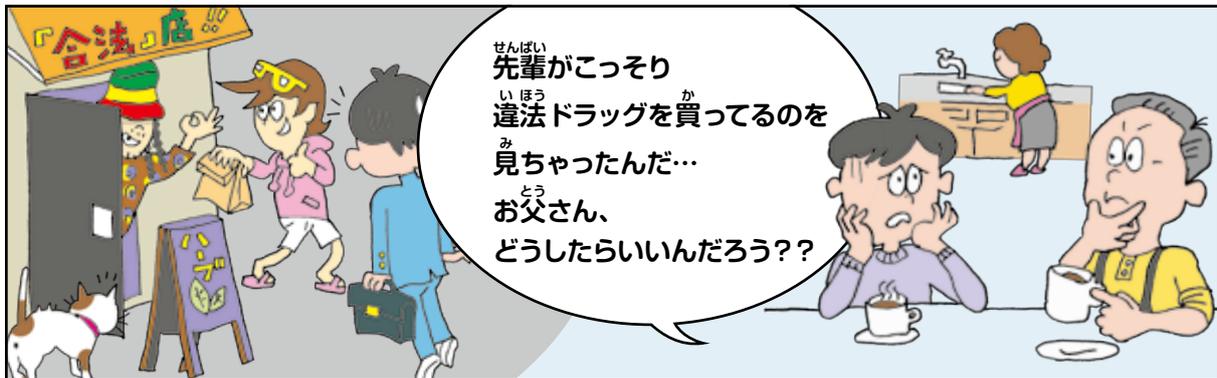
3 ^{じぶん いけん ただ}
自分の意見を正しく
^{ひょうげん}
表現できること。



4 ^{なかま} 仲間からの悪いことへの勧誘を
^{きよひ}
拒否すること。



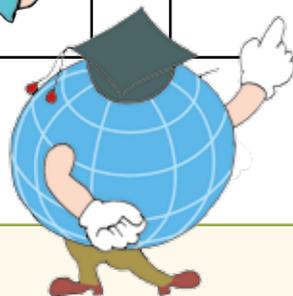
5 ^{かぞく せんせい そうだん}
家族や先生と相談すること。



6 ^{かじ けんぜん けつだん}
賢く健全な決断をすること。



7 ^{ちくひょう けんぜん}
目標をもって、健全で
^{まえむ せいかつ}
前向きな生活をおくること。





らんよう やくぶつ かくし いちばんたいせつ のう ちゆうすうしんけい は かい らんよう やくぶつ さよう のう
乱用される薬物は、私たちの一番大切な脳(中枢神経)を破壊します。乱用される薬物の作用は、脳へ
のえいきよう つぎ
影響によって次のように分けられます。

こう ぶん せき ちゆう
興奮作用

かくせいざい
覚醒剤



ココカの葉



みんさん
塩酸コカイン

げん かく せき ちゆう
幻覚作用

MDMA



LSD



2C-B



ゆう きやうざい
有機溶剤
(シンナー・トルエン・接着剤など)



マジックマッシュルーム(幻覚性キノコ)



たいま
大麻(マリファナ)



たいまじゆし
大麻樹脂



よく せい せき ちゆう
抑制作用

こうせいしんやく
向精神薬(睡眠剤・抗不安剤など)



(注) 医師に診断
のもと、適正に
使用されている
ものを除く。

けい まやく
あへん系麻薬(ヘロインなど)



けし

けし坊主

(注) 麻(あさ)には、亜麻(リネン)、苧麻(ラミー)、黄麻(ジュート)、洋麻(ケナフ)、マニラ麻、サイザル麻などたくさんの種類がありますが、これらは大麻とはまったく別の種類の植物です。このうち、衣料に広く使用されるのは亜麻、苧麻であり、麻袋などに使用されるのは黄麻、洋麻です。

い ほう たっ ぽう
違法ドラッグ(脱法ドラッグ)

い ほう ほうりつ きせい やくぶつ せいぶん か ほう あみ ゆ
違法ドラッグとは、法律で規制された薬物の成分をわずかに変え、法の網をすり抜けた麻
やく かくせいざい に ぶつしつ じょう
薬や覚醒剤とよく似た物質のことで、店舗やインターネット上において、「合法ハーブ」「お
香」「アロマオイル」などと称して販売されているものもあります。これらは、ちゆうすうしんけい
さよう こまうていし いしきよつ ちゆうみん げんかく いしきこんたく しょうじょう ちゆう
作用し、呼吸停止、意識消失、興奮、幻覚、意識混濁といった症状が現れるなど、人体へ
のえいきよう じんたい ばい ちゆう
影響が甚大であり、場合によっては死亡するという大変恐ろしいものです。

い ほう せい
違法ドラッグの例



【ビデオクリーナー】として



【バスソルト】として



【合法ハーブ】として



危険な違法ドラッグ

「合法ドラッグ」「合法ハーブ」などと称する薬物が売られています。「合法」と称しても、法律で認められたものではない、危険な「違法ドラッグ」「脱法ドラッグ」です。



「違法ドラッグ」とは

覚醒剤や大麻に化学構造を似せて合成された物質などが添加された物質で、「ハーブ」「お香」「アロマオイル」「アロマリキッド」「バスソルト」「ビデオクリーナー」など、危険な薬物ではないように偽装して売られています。

添加されている物質の中には薬事法で指定薬物として製造や販売が禁止されていたり、麻薬として指定されているものもありますが、新しく合成されたもので、指定されていないものもあります。禁止されていないものもあるため、「合法」「安全」などとだまして売っていますが、「合法」でも「安全」でもありません。包装に「注意書き」をつけたりしてだまそうとしているので、一層悪質です。



製品の注意書き例

- ◇当商品はお香として販売しております。
- ◇未成年者の方のご購入は、固くお断りしております。
- ◇人体への摂取は絶対にしてしないでください。
- ◇当商品は規制された、薬事法対象成分は含まれておりません。



どんなふう^うに売^うってるの?

「ヘッドショップ」と称する店舗や薬物専門のインターネットサイト等で、「ハーブ」「お香」「アロマオイル」「アロマリキッド」「バスソルト」「ビデオクリーナー」などに見せかけて販売されています。

自動販売機でも販売されているケースもあります。

一般に販売される「ハーブ」「お香」「アロマオイル」「アロマリキッド」「バスソルト」「ビデオクリーナー」とは、含有成分等が全く異なります。

繁華街等で見受けられる看板



中には自動販売機で販売しているケースもあります。



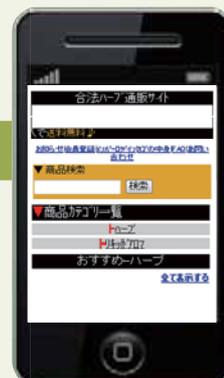
店内の様子



「ハーブ」「お香」「アロマオイル」等の違法ドラッグが多数陳列されています。

インターネットや携帯電話

合法ハーブ・合法アロマ(アロマリキッド)・ハーバルインセンスを通販するというホームページ、携帯サイトが急増しています。



「看板」および「店内の様子」は東京都福祉保健局提供資料



違法ドラッグ(脱法ドラッグ)にだまされるな!!

※このようなホームページや携帯サイトが数多く存在し、合法であることをうたいながら様々な方法で「違法ドラッグ」を販売しております。

違法ドラッグは危険

違法ドラッグの成分は多様なので、その影響も様々で、中にはどのような悪影響が出るかわかっていないものもありますから、摂取や使用は大変危険です。絶対に手を出さないでください。

違法ドラッグの使用が原因と思われる事故や事件も発生しています。

違法ドラッグは、覚醒剤などの乱用につながるゲートウェイドラッグ(入門薬)となる恐れがあります。

テレビ、新聞等のマスコミの報道によれば…

1. 違法ドラッグの服用により意識がなくなり、呼吸が停止してしまいました。
2. 視覚過敏、聴覚過敏(聞こえる音がぼんぼん耳にひびく)などの症状が現れました。
3. 違法ドラッグ服用後、精神運動興奮(物を投げる、大声で叫ぶ)、見当識障害(場所日付判らず)になってしまいました。
4. 違法ドラッグの摂取により、精神運動興奮に陥り、転落死してしまいました。

心を壊す、違法ドラッグの被害例

転落死、幻覚、幻聴、呼吸停止、意識消失、妄想、急性中毒、視覚過敏、急性錯乱、聴覚過敏、後遺症、精神運動興奮



かくせいざい 覚醒剤



覚醒剤は神経を興奮させる作用があり、形状は主に白色粉末や無色透明の結晶です。暴力団、不良外国人などが密売し、「元気になる」「やせる」効果をとって、「氷」などの隠語を使ってインターネットでも販売されています。

「シャブ」「エス」「スピード」「アイス」「氷」などの隠語があります。覚醒剤を乱用すると、幻覚や妄想が現れて、覚醒剤精神病になりやすくなります。大量に摂取すると、死に至ります。乱用をやめても、再燃（フラッシュバック）と呼ばれる、乱用時に体験した幻覚や妄想の出現に悩まされます。

いろいろな誘いの手口にのらないようにしましょう



違法な薬物はいろいろな隠語で呼ばれています。

かくせいざい
覚醒剤

ヘロイン

コカイン

たいま
大麻

LSD

MDMA

PCP

ゆうきようざい
有機溶剤 (シンナー・トルエン)

とう かんゆう
サイロシピン等を含むキノコ類

シャブ/エス/スピード/アイス/氷

ペー/チャイナホワイト/ジャンク

コーク/スノウ/クラック

ハッパ/クサ/チョコ/野菜

エル/アシッド

エクスタシー/バツ (「×」、「罰」)

エンジェルダスト

アンパン

マジックマッシュルーム

「スピード」なら
大丈夫だろ?

なまえ まど
名前に惑わされては
ダメじゃ! 「スピード」も
かくせいざい
覚醒剤じゃ!



大麻 (マリファナ)



まちが ちしき
間違った知識が
はめつ みち だいいつ ぼ
破滅への道の第一歩じゃ!



大麻は吸引のための乾燥大麻や樹脂の形で売られています。最近では、大麻の種子を入手して大麻草を栽培するという違反事案がふえています。インターネットでは、さまざまな隠語を使って売られています。大麻を乱用すると、記憶や学習能力、知覚を変化させます。乱用を続けることにより、「無動機症候群」といって毎日ゴロゴロして何もやる気のない状態や、人格変容、大麻精神病等を引き起こし、社会生活に適応できなくなります。また、女性も男性も生殖器官に異常が起こります。



大麻を乱用すると…

- ちかく へんか
知覚の変化
めいていかん
酩酊感
- じょうちょ ふあんてい
情緒の不安定
- しこう へんか
思考の変化
- しゅちゅうりやく
集中力がなくなる

長く続けていると…

- たいませいしんびょう
大麻精神病
げんかく もうそうとう しょうじょう
幻覚・妄想等の症状が出る
- ちてききのう ていか
知的機能の低下
ものを考えられなくなる
- むどうきしょうこうぐん
無動機症候群
なにもやる気が
しない

その他

MDMA



MDMAは化学的に合成された覚醒剤類似の構造を持つ錠剤型の薬物です。国内では、麻薬として規制されており、カラフルな色合いとデザインされた刻印が特徴的です。錠剤の中には、各種の薬物が混入されていることが多く、その乱用は健康を害します。死亡例もあります。「エクスタシー」「バツ」「玉」などの隠語があります。

MDMAの作用

MDMAを乱用すると、知覚を変化させ、幻覚が現れることがあります。大量に摂取すると高体温になり、死に至ります。

マジックマッシュルーム (幻覚性キノコ)

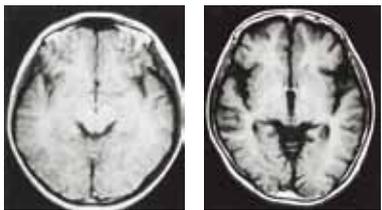


マジックマッシュルームは、麻薬成分であるサイロシン、サイロシピンを含有するキノコ類のことです。平成14年6月には、このマジックマッシュルームは、麻薬原料植物として規制され、現在では所持しているだけでも法律違反となります。

マジックマッシュルームの作用

マジックマッシュルームを摂取すると幻覚作用が現れることがあります。キノコに含まれるサイロシン、サイロシピンは、中枢神経系の異常な興奮や抑制を引き起こし、知覚の歪み、幻覚、錯乱、酩酊感、吐き気などの症状を呈します。錯乱状態に陥った乱用者が殺傷事件を引き起こしたり、摂取後かなり経過してから突然錯乱状態の発作(フラッシュバック)を起こすこともあります。大量に摂取すると死に至ります。

有機溶剤 (シンナー・トルエン)



正常な人の脳

シンナー乱用者の脳

神経細胞が破壊されて脳が萎縮した状態。

シンナーを乱用すると、脳がおかされ、幻覚や妄想が引き起こされたり、視力や聴力が低下することが少なくありません。また歯がぼろぼろになったり、末梢神経障害により手足のしびれや筋肉の委縮が起こることもあります。腎臓や肝臓など、いろいろな内臓器も、傷害を受け、急性中毒により死に至ることもあります。

乱用をつづけていると、心と体の健全な発達が妨げられます。



正常な人



シンナー乱用者

小脳の神経細胞がシンナーによって破壊されると、手足がふるえたりするんじゃ。



1945年ころ～1957年ころ

1 敗戦

たえ難きを耐え、しのび難きを忍び...

2 覚醒剤(ヒロポン)の乱用

ヒロポン打って
げんき出さなきゃ

3 覚醒剤禍 (1945～54年ころ)

4 覚醒剤を要指示薬指定 (1950年)

ヒロポンひとつください。

きょうからは
しょうせん
処方箋が
ないと
売れません。

5 覚せい剤取締法の制定 (1951年)

かくせいざい
覚醒剤の
しょう
使用は
いほう
違法です。

※医療や研究のための使用を除く

6 第1次覚醒剤乱用期 昭和29年(1954年) 検挙者数の急増

昭和26年(1951年)	17,528人
昭和29年(1954年)	55,664人

7 ヘロインも流行 (昭和30年代)

あつ 暑い
さむい 寒い
いた 痛い

まやくとりしまりほうかいせい
麻薬取締法改正
しょうわ 昭和38年

ぼつそくきょうか
罰則強化

8 三悪追放運動、覚醒剤撲滅運動

ちんせい
沈静化

1960年ころ～1990年ころ

1 高度経済成長期
 しょうらい 将来が たのしみだ。
 Tokyo 1964
 やくぶつかんれんはんざい げんしょう 薬物関連犯罪の減少

2 オイルショック (1973年ころ)
 これから どうなるの かしら…。
 けいざい ふ きょう はじ 経済不況の始まりと
 しゃかい ふ あん 社会不安

3 暴力団が資金源として覚醒剤密輸・密売
 (昭和40年代半ば～)
 しやうわ ねんだいなか 昭和40年代半ば～

4 第2次覚醒剤乱用期 昭和59年(1984年)
 かくせいざいじはん ぞうか 覚醒剤事犯の増加
 24,372人
 しやうわ ねん 昭和46年(1971年)
 2,634人

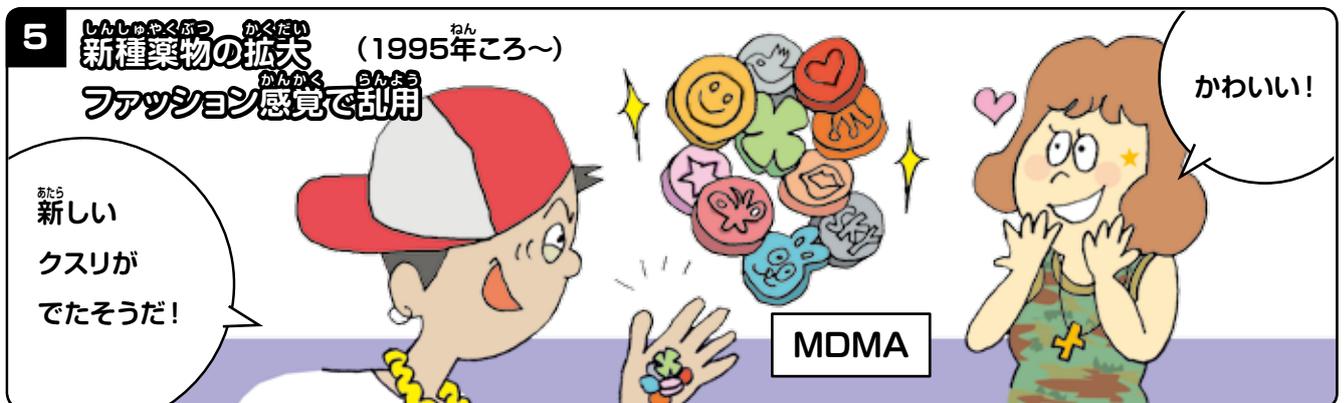
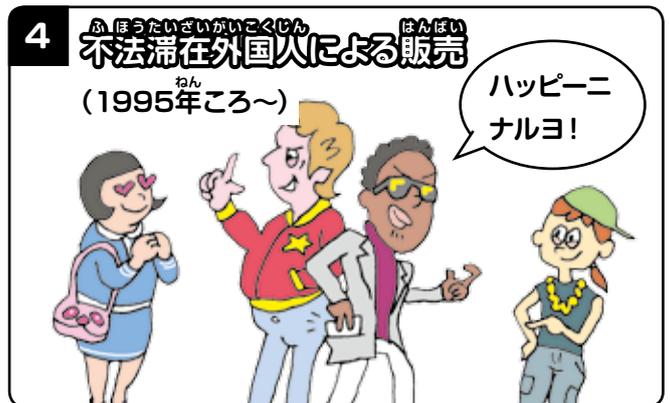
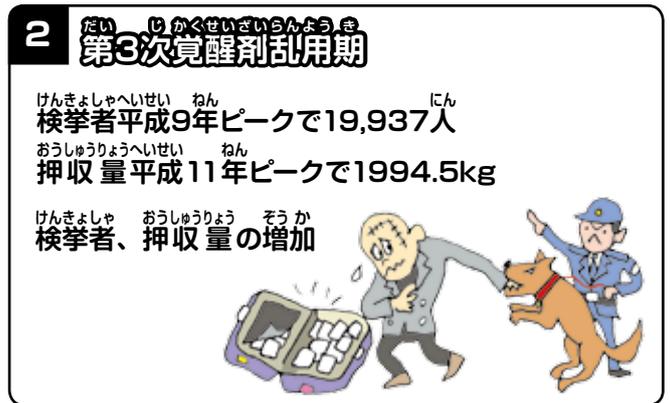
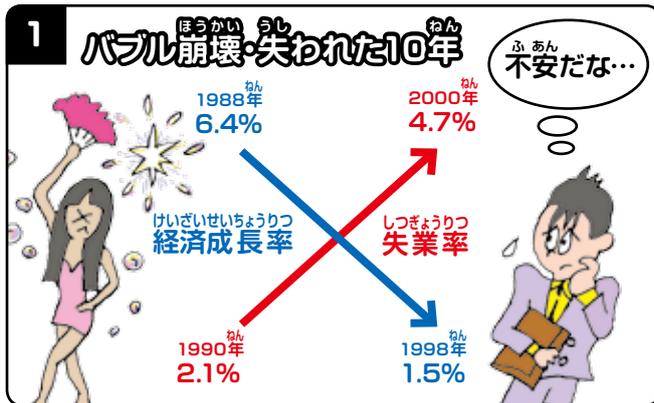
5 シンナーの流行
 (1970年代～1980年代)
 ねんだい ねんだい 1970年代～1980年代

6 覚醒剤使用者の層の拡大
 あそこの おく 奥さんが!
 かい こ 4階のお子さんも ですって。

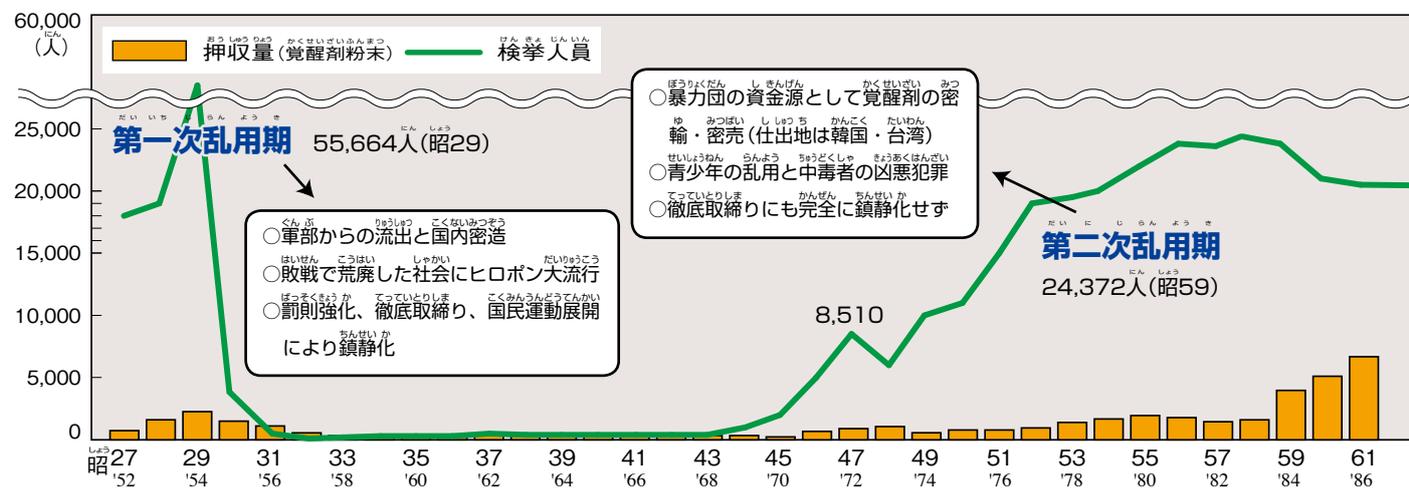
7 深川通り魔事件(1981年)
 ナイフで通行人を殺傷
 ろじやう ある しゅふ にゅうじ 路上を歩いていた主婦と乳児など
 にん ころ はんじん ひとしち 4人を殺した犯人が人質をとって
 ちゅうかりやうりてん 中華料理店にたてこもりました…

8 世論の盛り上がり、
 予防・啓発活動の活発化
 よぼう けいはつかつどう かつぱつか 予防・啓発活動の活発化

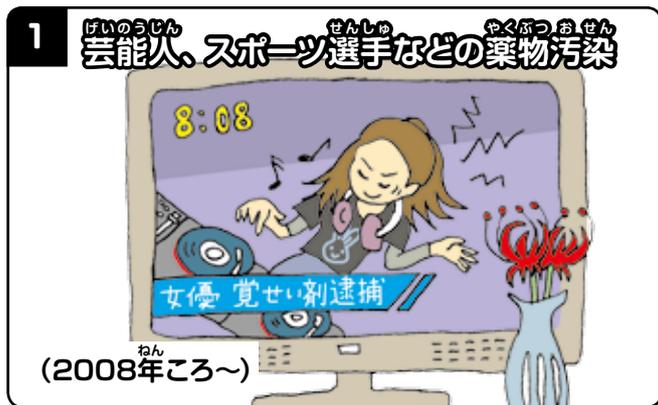
1995年ころ～2000年ころ



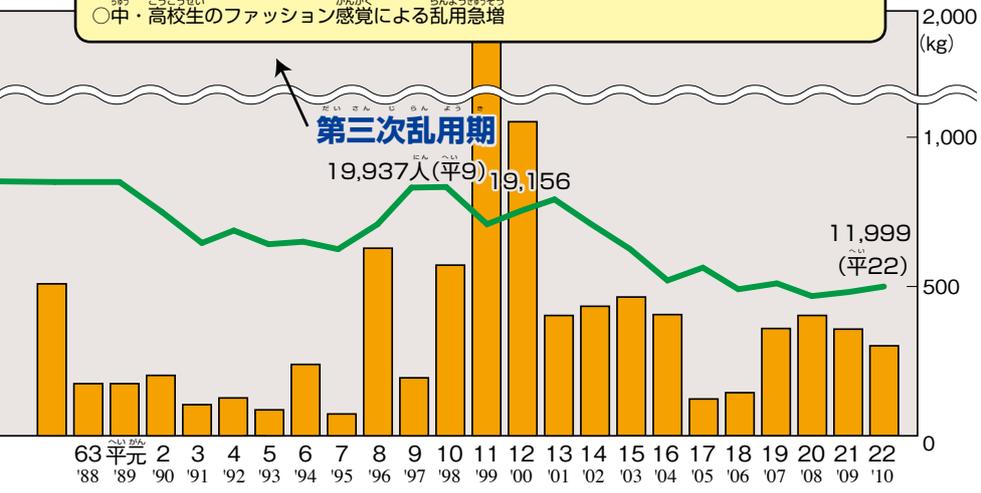
覚醒剤事犯検挙者の年次推移 (昭和27年～平成22年)



2000年ころ～



○暴力団に加え、イラン人等密売組織の街頭や携帯電話による販売(仕出地は中国・北朝鮮)
 ○中・高校生のファッション感覚による乱用急増





にほん やくぶつらんよう かん ほうりつ
日本における薬物乱用に関する法律

この資料は、罰則のすべてではなく、一般に乱用されている薬物について、乱用とその周辺行為に関する罰則を掲載したものである。

法律	薬物	状態	輸出・輸入	製造	栽培	譲渡・譲受	所持	使用
覚せい剤取締法	覚せい剤		A	A		B	B	B
	覚せい剤原料 (エフェドリンなど)		B	B		E	E	E
麻薬及び 向精神薬取締法	ヘロイン		A	A		B	B	B
	その他の麻薬 (モルヒネ、コカイン、MDMAなど)		C	C		D	D	D
	麻薬原料植物 (マジックマッシュルームなど)		C		C	D	D	D
	向精神薬		G	G		譲渡のみ H	譲渡のみ H	
あへん法	けし				C			
	けしがら		C			D	D	F
	あへん		C	C		D	D	F
大麻取締法	大麻 (マリファナなど)		E		E	G	G	

そして、薬物乱用についての法律と罰則はこうなっている。

アルファベットの記号は、次の通り罰則を表す。

A… 非営利犯 営利犯	1年以上の懲役 無期又は3年以上の懲役 1000万円以下の罰金を併科	E… 非営利犯 営利犯	7年以下の懲役 10年以下の懲役 300万円以下の罰金を併科
B… 非営利犯 営利犯	10年以下の懲役 1年以上の懲役 500万円以下の罰金を併科	F……………	7年以下の懲役
C… 非営利犯 営利犯	1年以上10年以下の懲役 1年以上の懲役 500万円以下の罰金を併科	G… 非営利犯 営利犯	5年以下の懲役 7年以下の懲役 200万円以下の罰金を併科
D… 非営利犯 営利犯	7年以下の懲役 1年以上10年以下の懲役 300万円以下の罰金を併科	H… 非営利犯 営利犯	3年以下の懲役 5年以下の懲役 100万円以下の罰金を併科

使用については、麻薬及び向精神薬取締法では「施用」、あへん法では「吸食」と規定されている。製造については、あへん法では「採取」と規定されている。

シンナーについては、毒物及び劇物取締法により採取、吸入等が規制されている。罰則は以下のとおり。

毒物及び劇物取締法	シンナー・トルエン	みだりに摂取し、若しくは吸入し、又はこれらの目的で所持することを知って販売し、又は授与した者は、2年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
-----------	-----------	---

違法ドラッグ「指定薬物」については、薬事法により製造、輸入等が規制されている。罰則は以下のとおり。

薬事法	「指定薬物」	製造、輸入、販売、授与、又は販売・授与の目的での貯蔵・陳列業として行った場合、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金、又はこれを併科。 ※なお、「無承認許可医薬品」にあたる場合には、同様の行為に対して、次の罰則が適用される。 3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金、又はこれを併科。
-----	--------	---

※未成年者の飲酒、喫煙は法律で禁止されており、健康にも悪影響をあたえます。

世界各国の薬物乱用と法律

薬物乱用は、犯罪です。その罰則には、国によって違いがありますが、どの国でも薬物犯罪には、大変厳しい罰則があります。最高の刑は死刑という国があります。また、薬物の乱用は、その国の人ばかりでなく、観光で訪れた外国人でも犯罪者として逮捕されます。薬物乱用の防止で重要なことは、乱用していない多くの人が、自分の近くから薬物乱用をゼッタイに許さない社会をつくることです。これを世界の共通の輪になるようにすることです。

薬物乱用は
国際的な問題でもあり、
重い刑罰を科して
いるんじゃ。



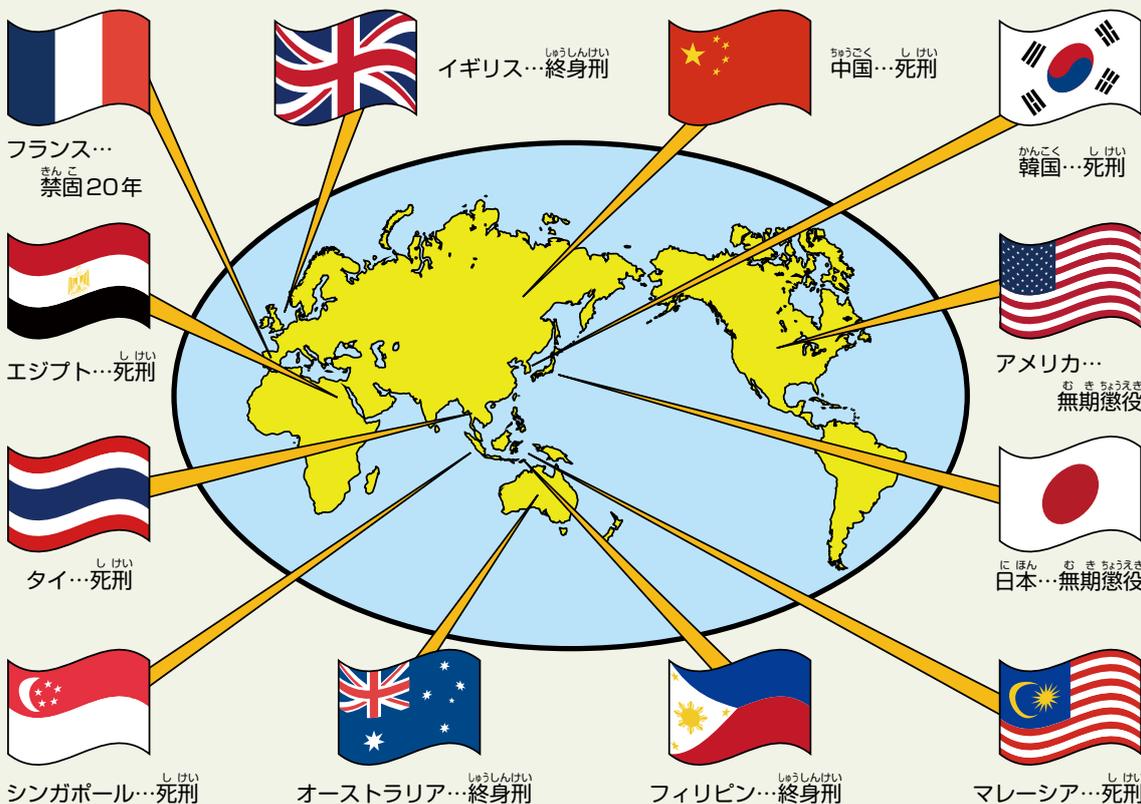
薬物を乱用すると罰せられます。

世界各国の最高刑

日本では薬物の乱用を防止するために、「覚せい剤取締法」

「麻薬及び向精神薬取締法」「あへん法」「大麻取締法」

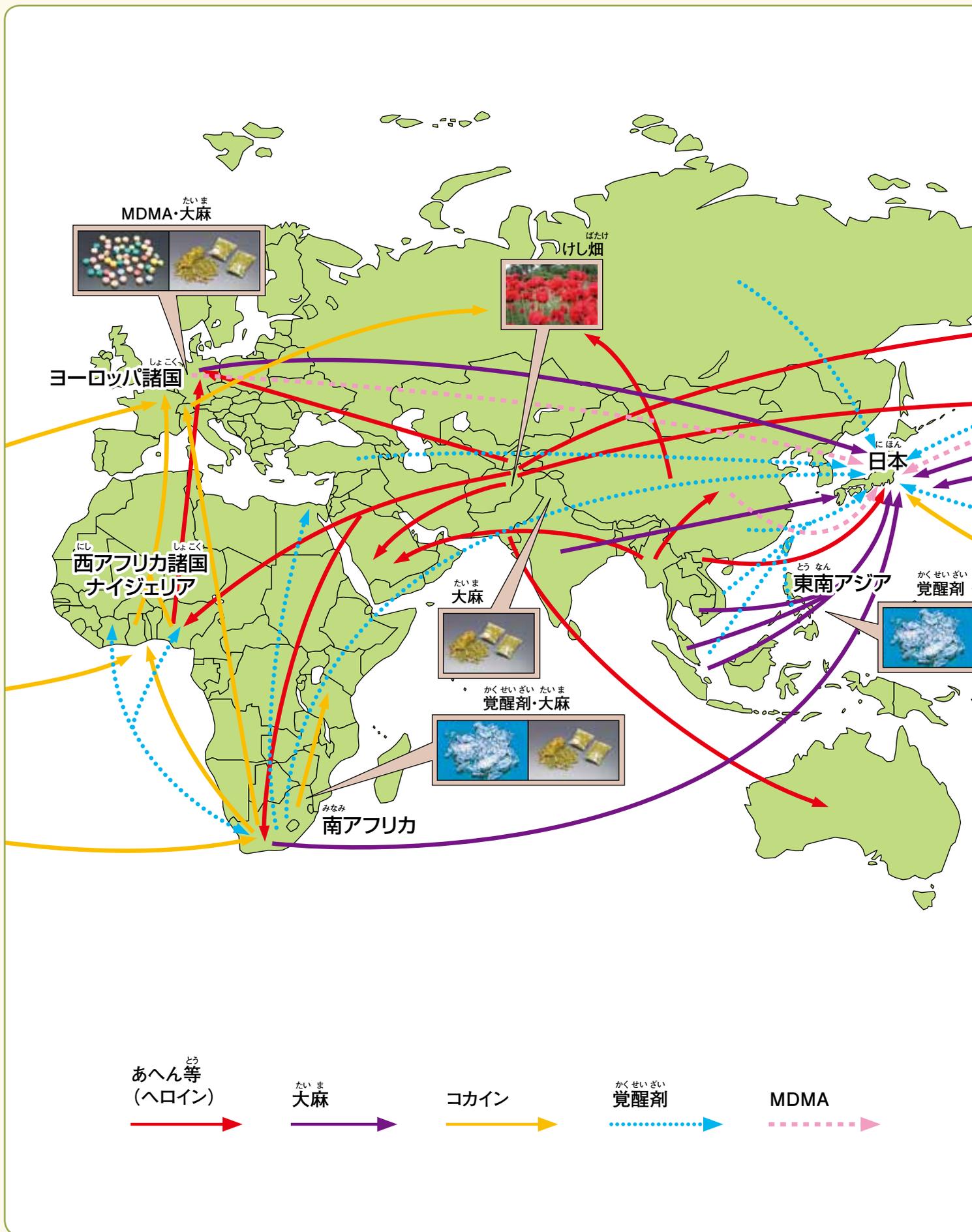
「毒物及び劇物取締法」「麻薬特例法」などの法律があります。



先輩が捕まったら
お父さんもお母さんも
悲しむね。

そうじゃ、自分だけの
問題ではすまないぞ。
友人や、家族にも大きな
迷惑をかけることに
なるんじゃ







厚生労働省では、薬物乱用を防止するため、都道府県などと一緒に全国的なキャンペーンを行っています。

不正大麻・けし撲滅運動(毎年5月1日から6月30日まで)

昭和35年より、関係機関の協賛のもと、都道府県と一体となって「不正大麻・けし撲滅運動」を実施しています。関係機関及びボランティアが、不正な大麻やけしの発見・除去を行うほか、大麻やけしに関する正しい知識を普及するため、ポスター及び啓発読本を作成・配布しています。



「ダメ。ゼッタイ。」普及運動(毎年6月20日から7月19日まで)

平成10年6月国連麻薬特別総会において国連薬物乱用根絶宣言が採択されたことを受け、この宣言の支援事業の一環として、官民一体となり、国民一人一人の薬物乱用問題に対する意識を高め、薬物乱用防止に資するため、全国各地で街頭キャンペーン等の啓発活動を実施しています。



また、この期間を中心に、(公財)麻薬・覚せい剤乱用防止センターを中心として、「ダメ。ゼッタイ。」国連支援募金運動が展開され、国内外の薬物乱用防止運動に必要な募金活動が実施されています。



麻薬・覚せい剤乱用防止運動(毎年10月1日から11月30日まで)

昭和38年より、関係機関の協賛のもと、都道府県と一体となって「麻薬・覚せい剤乱用防止運動」を行っています。

国民一般に対して、麻薬・覚せい剤・違法ドラッグ等の恐ろしさ、乱用防止についての知識の普及に努めています。



その他の啓発活動

厚生労働省では、上記のほか、さまざまな啓発読本の作成・配布や、民間団体に委託した啓発活動を実施しています。

詳しくは、厚生労働省ホームページ(厚生労働省トップページ→分野別の政策「健康・医療」医薬品・医療機器→施策情報「薬物乱用防止に関する情報」)

(http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iyakuhin/yakubuturanyou/index.html) をご覧ください。

北海道厚生局麻薬取締部	☎011-726-1000
東北厚生局麻薬取締部	☎022-227-5700
関東信越厚生局麻薬取締部	☎03-3512-8690
関東信越厚生局麻薬取締部横浜分室	☎045-201-0770
東海北陸厚生局麻薬取締部	☎052-961-7000
近畿厚生局麻薬取締部	☎06-6949-3779
近畿厚生局麻薬取締部神戸分室	☎078-391-0487
中国四国厚生局麻薬取締部	☎082-228-8974
四国厚生局麻薬取締部	☎087-823-8800
九州厚生局麻薬取締部	☎092-431-0999
九州厚生局麻薬取締部小倉分室	☎093-591-3561
九州厚生局沖縄麻薬取締支所	☎098-854-0999
北海道医務薬務課	☎011-231-4111
北海道立精神保健福祉センター	☎011-864-7121
札幌こころのセンター	☎011-622-0556
青森県医療薬務課	☎017-734-9289
青森県立精神保健福祉センター	☎017-787-9351
岩手県保健衛生課	☎019-629-5467
岩手県精神保健福祉センター	☎019-629-9617
宮城県薬務課	☎022-211-2653
宮城県精神保健福祉センター	☎0229-23-0021
仙台市精神保健福祉総合センター	☎022-265-2191
秋田県医務薬事課	☎018-860-1407
秋田県精神保健福祉センター	☎018-831-3946
山形県保健薬務課	☎023-630-2333
山形県精神保健福祉センター	☎023-624-1217
福島県薬務課	☎024-521-7233
福島県精神保健福祉センター	☎024-535-3556
茨城県薬務課	☎029-301-3388
茨城県精神保健福祉センター	☎029-243-2870
栃木県薬務課	☎028-623-3119
栃木県精神保健福祉センター	☎028-673-8785
群馬県薬務課	☎027-226-2665
群馬県こころの健康センター	☎027-263-1166
埼玉県薬務課	☎048-830-3633
埼玉県立精神保健福祉センター	☎048-723-1111
さいたま市こころの健康センター	☎048-851-5665
千葉県薬務課	☎043-223-2620
千葉県精神保健福祉センター	☎043-263-3891
千葉市こころの健康センター	☎043-204-1582
東京都薬務課	☎03-5320-4505
東京都立中部総合精神保健福祉センター	☎03-3302-7575
東京都立多摩総合精神保健福祉センター	☎042-376-1111
東京都立精神保健福祉センター	☎03-3842-0948
神奈川県薬務課	☎045-210-4972
神奈川県精神保健福祉センター	☎045-821-8822
横浜市こころの健康相談センター	☎045-476-5505
川崎市精神保健福祉センター	☎044-200-3195
相模原市精神保健福祉センター	☎042-769-9818
新潟県医務薬事課	☎025-280-5187
新潟県精神保健福祉センター	☎025-280-0111
新潟市こころの健康センター	☎025-232-5560
富山県くすり政策課	☎076-444-3234
富山県心の健康センター	☎076-428-1511
石川県薬務衛生課	☎076-225-1442
石川県こころの健康センター	☎076-238-5761
福井県医薬食品・衛生課	☎0776-20-0347
福井県精神保健福祉センター	☎0776-26-7100
山梨県衛生薬務課	☎055-223-1491
山梨県立精神保健福祉センター	☎055-254-8644
長野県薬事管理課	☎026-235-7159
長野県精神保健福祉センター	☎026-227-1810
岐阜県薬務水道課	☎058-272-8285
岐阜県精神保健福祉センター	☎058-273-1111
静岡県薬務課	☎054-221-2413

静岡県精神保健福祉センター	☎054-286-9245
静岡市こころの健康センター	☎054-285-0434
浜松市精神保健福祉センター	☎053-457-2709
愛知県医薬安全課	☎052-954-6305
愛知県精神保健福祉センター	☎052-962-5377
名古屋市精神保健福祉センター	☎052-483-2095
三重県薬務食品室	☎059-224-2330
三重県こころの健康センター	☎059-223-5241
滋賀県医務薬務課	☎077-528-3634
滋賀県立精神保健福祉センター	☎077-567-5010
京都府薬務課	☎075-414-4790
京都府精神保健福祉総合センター	☎075-641-1810
京都市こころの健康増進センター	☎075-314-0355
大阪府薬務課	☎06-6941-9078
大阪府こころの健康総合センター	☎06-6691-2811
大阪市こころの健康センター	☎06-6922-8520
堺市こころの健康センター	☎072-258-6646
兵庫県薬務課	☎078-362-3270
兵庫県立精神保健福祉センター	☎078-252-4980
神戸市こころの健康センター	☎078-371-1900
奈良県薬務課	☎0742-22-1101
奈良県精神保健福祉センター	☎0744-43-3131
和歌山県薬務課	☎073-441-2663
和歌山県精神保健福祉センター	☎073-435-5194
鳥取県医療指導課	☎0857-26-7203
鳥取県立精神保健福祉センター	☎0857-21-3031
島根県薬務衛生課	☎0852-22-5259
島根県立心と体の相談センター	☎0852-32-5905
岡山県医薬安全課	☎086-226-7341
岡山県精神保健福祉センター	☎086-272-8839
岡山市こころの健康センター	☎086-803-1273
広島県薬務課	☎082-513-3221
広島県立総合精神保健福祉センター	☎082-884-1051
広島市精神保健福祉センター	☎082-245-7731
山口県薬務課	☎083-933-3018
山口県精神保健福祉センター	☎0835-27-3480
徳島県薬務課	☎088-621-2233
徳島県精神保健福祉センター	☎088-625-0610
香川県薬務感染症対策課	☎087-832-3301
香川県精神保健福祉センター	☎087-804-5565
愛媛県薬務衛生課	☎089-912-2393
愛媛県心と体の健康センター	☎089-911-3880
高知県医務薬務課	☎088-823-9682
高知県立精神保健福祉センター	☎088-821-4966
福岡県薬務課	☎092-643-3287
福岡県精神保健福祉センター	☎092-582-7500
福岡市精神保健福祉センター	☎092-737-8825
北九州市立精神保健福祉センター	☎093-522-8729
佐賀県薬務課	☎0952-25-7082
佐賀県精神保健福祉センター	☎0952-73-5060
長崎県薬務行政室	☎095-824-1111
長崎子ども・女性・障害者支援センター	☎095-846-5115
熊本県薬務衛生課	☎096-333-2242
熊本県精神保健福祉センター	☎096-386-1255
大分県薬務室	☎097-536-1111
大分県こころからの相談支援センター	☎097-541-5276
宮崎県医療薬務課薬務対策室	☎0985-26-7060
宮崎県精神保健福祉センター	☎0985-27-5663
鹿児島県薬務課	☎099-286-2804
鹿児島県精神保健福祉センター	☎099-218-4755
沖縄県薬務衛生課	☎098-866-2215
沖縄県立総合精神保健福祉センター	☎098-888-1443

- 全国各保健所
- 各都道府県警察署



薬物乱用問題についてさらに詳しくは、厚生労働省ホームページをご参照ください。

厚生労働省トップページ → 分野別の政策「健康・医療」医薬品・医療機器 → 施策情報「薬物乱用防止に関する情報」

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/yakubuturanyou/index.html

